

事 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 4 日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

令和4年3月30日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し
のとおり事務連絡がありました。

つきましては、学校歯科健康診断における歯科健康診断の検査及び検査結果の通知の
際に、各学校に留意いただきたい事項がまとめられておりますので、内容を御確認の上、
適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたしま
す。

健康教育・学校安全担当 澤村 文香
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和4年3月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

学校歯科健康診断については、児童生徒等の歯を含めた口腔機能の発育・発達の状況を把握し、疾病や異常の有無を確認しながら、必要に応じて専門医への相談や治療につなぐことが求められます。児童生徒やその保護者が、学校歯科健康診断結果をよく理解し、その上で必要な専門医の相談・治療を受けることが重要です。

特に検査において歯列・咬合の異常により専門医による診断が必要と判定された場合に、当該児童生徒の保護者が検査結果やその後の治療に関する情報を十分に得られないことにより、保険適用外となる歯科矯正治療の実施の可否について適切に判断できないことも考えられます。このため、文部科学省においては、公益社団法人日本学校歯科医会に協力いただき、歯科健康診断の検査及び検査結果の通知の際に各学校に留意いただきたい事項を下記の通りまとめました。各学校の健康診断結果の通知に際しては、下記事項にも留意いただき、本人・保護者への一層丁寧な情報提供を行っていただくようお願いします。

なお、公益社団法人日本学校歯科医会に加盟する学校歯科医に対しては、本事務連絡に関連して、同会より添付の協力依頼が送付されていますので、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認

定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 検査結果の通知

歯科健康診断の結果については、本人・保護者へ適切に通知することとなるが、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみでなく、検査結果の意味や関連する情報（※）を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に対処できるよう工夫すること。

その際、健康診断票の「歯列・咬合」について「2」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を通知する場合には、本人・保護者に対して伝える内容として、公益社団法人日本学校歯科医会において示している添付の例も参考にさせていただきたいこと。

2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施

上記の検査結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに必要な児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、児童生徒やその保護者へ想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努めること。

3. 学校歯科医・地域の歯科医療機関との連携

歯科健康診断の実施や結果の通知、事後措置等への対応を円滑に行うためには、日ごろから学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医療機関との連携が重要であること。

学校歯科医等に対する報酬については、学校設置者において、その役割に応じた基準を定めているが、引き続き、その対応に遺漏のないようにすること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

歯科健康診断において「歯列・咬合」の「2」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を本人・保護者に通知する際に併せて伝える内容の例
（公益社団法人日本学校歯科医会作成）

歯科健康診断結果 ^{しれつ こうごう}歯列・咬合「2」についてのお知らせ

^{しれつ こうごう}歯列・咬合とは、歯並びやかみ合わせのことです。「食べ物を取り込み、食べる」機能、「表情をつくり、話す」機能及び「運動を支え、体のバランスをとる」機能等に直接かかわっており、食生活のみでなく生活の質全体に関係しております。歯列・咬合の不正は、子供の成長発育段階により、噛む・話す・呼吸する・体のバランスをとるなどの発達に影響が見られる場合があります、学校での学習にも影響がでる場合があります。

学校歯科健康診断の結果に記載される^{しれつ こうごう}歯列・咬合の不正は、主に「^{はんたいこうごう}反対咬合」「^{じょうがくぜんとつ}上顎前突」「^{かいくさう}歯数異常」「^{かいこう}開咬」などがあります。

- 上下の前歯のかみ合わせが前後逆になる「反対咬合」、上の前歯が前方に出ている「上顎前突」は成長発育不全（上顎発育不全・下顎発育不全）を起こしやすくなります。また発育の状況により、歯周病やむし歯のみでなく、嚥下（飲み込み）の時に舌を突き出す癖や口呼吸に関連することもあります。
- 本来生えてくるべき歯数と異なる「歯数異常」は、先天性欠損や埋伏歯、過剰歯がある場合が多く、手術による治療が必要な場合、その後に矯正処置が必要な場合もあります。
- かみ合わせたときに前歯に上下の隙間ができる「開咬」の場合は発音（構音）に問題がおき、サ行やタ行が発音しにくいなどの障害が起こる場合があります。原因が指しゃぶりなどの癖の場合、癖の中止や早い時点でくちびるの訓練を行うことにより、改善がみられる場合があります。重度の場合は、将来的に矯正治療の検討も必要です。

これらの症状については、お子様の発達段階や個々の症状の程度により、必要となる対応が異なります。それぞれの状況について、学校の健康相談等で確認することでできますので、専門医を受診する前に必要に応じて学校と相談してください。